

多摩市子ども食堂事業補助金についてQ&A

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | 子ども食堂事業を開催しない月がある場合に、別途提出が必要となる書類はあるか。 | 子ども食堂事業を開催しなかったことについて、事業実績報告書に理由を記入していただく。市は理由の内容が適切であることを審査し、本事業の補助対象とするか判断する。 |
| 2 | 子ども食堂事業を開催しない月がある場合、補助基準額は実施月数に応じて算定されるのか。 | 合理的な理由によらず実施しない月がある場合や年度途中で事業を開始した場合は実施月数に算定しないが、合理的な理由により子ども食堂事業を実施しない月については実施したものとして算定して差し支えない。 |
| 3 | 要綱に「子ども及びその保護者が1回当たり10人以上参加し、食事をしながら交流できる場所を確保すること」とあるが、結果的に10名以上集まらなかった場合に補助を受けることはできるか。 | 開催周知の段階で10名以上を定員としていれば足りるものとし、実際に集まった参加者が10名を下回っていることは差し支えない。なお、子どもとその保護者以外の方も参加する子ども食堂においては、子どもとその保護者の定員を10名以上確保した上で実施していただきたい。 |
| 4 | 要綱に「提供する食事は、原則として子ども食堂事業に従事する職員又は参加者が直接調理をし、栄養バランスの良いものとする」とあるが、例外としてどのようなことが想定されるか。 | 必ずしも提供する全ての食事が直接調理である必要はなく、メニューの一部として市販の惣菜を提供すること等は、差し支えない。また、配食・宅食による取組において提供する食事は、子ども食堂で調理した栄養バランスのよいものが望ましいが、購入した弁当や寄附等により確保した食材でもよい。 |
| 5 | 要綱に「市が主催し、又は参加する関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。」とあるが、連絡会に参加しないと補助対象にならないのか。 | 原則として連絡会に参加した子ども食堂の事業者を補助対象とする。ただし、やむを得ず連絡会に参加できなかった合理的な理由があると市が認める場合は補助対象となる。その場合には、電話やメール等により、実施状況等を市へ報告すること。また、実績報告の際に指定の様式に理由を記入していただく。 |
| 6 | 子ども食堂設置団体の収入額は申請及び実績報告の際に全て計上するのか。 | 本事業の実施に係る収入のみを計上すること。 (補助対象外である人件費や団体運営費に係る収入額は計上しなくてよい。) |
| 7 | 光熱水費等を計上する期間について、前年度3月分の使用料を当該年度4月に支払った場合、当該年度の補助対象に含めることはできるか。 | 前年度分の使用料は、前年度の活動にかかった経費であるため、対象にはならない。当該年度の4/1～3/31の期間における活動にかかった費用が補助金の対象となる。 |

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 8 | <p>要綱に「子ども食堂事業等を利用する子ども及びその保護者に対し、子ども及び家庭の支援に関する相談窓口を周知するよう努めること」とあるが、どのように周知すれば良いか。</p> <p>また、「利用者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関の紹介又は関係機関への情報提供を行うこと」とあるが、具体的にどのような実施方法を想定しているのか。</p> | <p>相談窓口の周知方法としては、こども家庭センター等の関係機関の問合せ先が記載されたチラシ等の掲示や配布をしていただくことが望ましい。</p> <p>また、生活状況の把握とは、自然な形のコミュニケーションを通じて、目視や聞き取りにより把握していただくことを想定している。郵送や置き配（指定された場所に置くことで配達すること）など、やむを得ず対面ができない場合は、電話等による聞き取りを行っていただき、かつ、関係機関の問合せ先が記載されたチラシ等を同封していただくことが望ましい。</p> |
| 9 | <p>子ども食堂を実施していない飲食店や弁当等の宅配事業者（元々子ども食堂を実施する意思はなく、配食や宅配のみ実施する場合）は補助対象となるか。</p> | <p>子ども食堂に対する補助金であるため、子ども食堂を実施していない飲食店や弁当等の宅配事業者（元々子ども食堂を実施する意思はなく、配食や宅配のみ実施する場合）は補助対象とならない。</p> |
| 10 | <p>子ども食堂の開催については、実施月ごとに実支出額を4万円までを上限としているのか。</p> | <p>子ども食堂の開催において、実施月ごとの実支出額の上限は設けていない。</p> <p>(例) 4月開催 実支出額3万円 5月開催 実支出額3万円 6月開催 実支出額5万円</p> <p>この場合の補助額の算定方法は以下のとおり</p> <p>①実支出額計 : 3万円+3万円+5万円=11万円 ②補助基準額 : 4万円×3か月=12万円 補助対象額: ①と②を比較して金額の少ない方の額⇒11万円</p> |
| 11 | <p>子ども食堂の開催に係る経費と配食・宅食による取組に係る経費は正確な切り分けが必要か。(領収書を分ける等)</p> | <p>実績報告の際に、合理的な内容により計算(人数按分等)が行われていけばよいものとする。</p> |

| | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 12 | 要綱に「補助金の交付を受けようとする年度において、国又は地方公共団体からこの補助金と同種の補助を受けている事業は、この補助金の交付の対象としない」とあるが、社会福祉協議会の子ども・若者応援助成金を重複して申請してもよいか。 | 社会福祉協議会の子ども・若者応援助成金の財源は募金もしくは独自財源のため、重複して申請しても問題ない。ただし、収入として計上し、その収入分は補助金申請額から減額すること。 また、民間企業等の助成金を受ける場合には、収入として計上し、補助金申請額から減額すること。 なお、本補助事業の補助対象経費以外の費用について別途助成金を申請することは可能である。 |
| 13 | 食品衛生法上の届出等を行う必要があるか。 | 管轄の保健所に確認の上、所要の手続きを完了したうえで実施されたい。 なお、保健所への確認の結果届出等が不要とされる場合であっても、保健所に助言を求める等、衛生管理には万全を期すること。 |
| 14 | 手書きの領収書で日付や宛名が書いていない領収書はどのように処理すればよいか。 | 購入した場所で日付と宛名を記入してもらうこと。 |
| 15 | 通販で購入した際に、領収書が発行されなかった場合、どのように報告すればよいか。 | 原則として、領収書がない場合は対象経費として認めることはできないが、領収書が提出できない正当な理由がある場合には、支出内容（宛名、購入品目、金額、販売元、購入した日付）が確認できる書類として、納品書や支払明細書を以って代えることができる。 |
| 16 | 3月に発注し、3月に使用したが、清算は4月になってしまった場合、3月分で計上してよいか。 | 3月分で計上してよい。その場合、領収書にその旨を記載し、可能であれば納品書を一緒に貼り付けること。 ただし、実績報告書の提出日までに書類が揃わない場合、審査の対象とならないため注意すること。 |
| 17 | 翌4月の会場使用料や保険料等を3月に支払った場合、3月分の経費として計上してよいか。 | 当該年度（4月1日～翌3月31日）に係る経費しか認められないため、翌4月に係る経費は計上できない。 |

| | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 18 | 子ども食堂事業を週1回実施した場合、補助基準額は48万円と206万円の合計額となるのか。 | 子ども食堂事業を週1回実施した場合の補助基準額は、48万円との合計額にはならず、206万円となる。 |
| 19 | 原則月に1回以上子ども食堂事業を実施することになっているが、補助基準額を206万円とするためには、月に1回の子ども食堂事業の実施に加えて、週1回の子ども食堂事業または配食等事業を実施する必要があるのか。 | 例えば1か月を4週間とした場合、子ども食堂事業または配食等事業を合計4回（最低でも子ども食堂事業を1回）、それぞれの週に実施すればよい。 |